

(証券コード 7014)  
平成27年6月2日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号

株式会社 **名村造船所**

代表取締役社長 名 村 建 介

## 第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火）営業時間終了時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 1. 日       | 時 | 平成27年6月24日(水曜日)午前10時  |
| 2. 場       | 所 | 大阪市西区立売堀三丁目1番1号<br>大阪トヨペットビル9階会議室   |
| 3. 目 的 事 項 |   |   |
| 報 告 事 項    |   | 第116期（自 平成26年4月1日）<br>（至 平成27年3月31日）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに<br>会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項    |   |   |
| 第 1 号 議 案  |   | 剰余金の処分の件  |
| 第 2 号 議 案  |   | 取締役4名選任の件   |
| 第 3 号 議 案  |   | 補欠監査役1名選任の件   |

以 上

- ~~~~~
- お願い ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.namura.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.namura.co.jp/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

# 事業報告

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過およびその成果

#### 【当連結会計年度の経営環境と業績】

当連結会計年度におけるわが国経済は、増税後の消費者心理にも底打ち感が出始め、円安の進行や原油・鉄鉱石等資源価格の急落を背景に貿易収支の改善が見られるなど総じて緩やかな景気回復基調で推移しました。ただ、中国やASEAN諸国経済の成長減速、EU経済圏のデフレ化懸念、資源産出国経済の悪化、歴史的金融緩和政策からの脱却のタイミングを計る米国の動向など、海外経済の先行きには不透明感が高まっております。

日本造船工業会によりますと、平成26年暦年の世界新造船竣工量は64,442千総トン（前年対比8.6%減）、新造船受注量は平成26年7月契約から適用される船内騒音規制を前にした駆け込み受注などにより押し上げられ82,582千総トン（前年対比20.0%減）と竣工量を上回った結果、平成26年12月末における世界の新造船手持工事量は197,389千総トン（前年対比7.9%増）に増加しております。しかしながら、中国経済の鈍化傾向による海上荷動き量の伸び悩みにより海運市況、特にドライマーケットは著しい低迷が続いており、中国の平成27年1～3月の新造船受注量が前年同期比で77%減と6ヶ月連続で前年同月を大きく下回るなど新造船需要が急激に冷え込んできている上に海洋部門の需要不振もあって、日韓中造船所が僅かな商船需要を奪い合う熾烈な競争を強いられる状況となっております。

このような厳しい環境下において、顧客ニーズや市場環境の急激な変化に迅速・柔軟に対応し、かつ開発・建造コストの削減を実現し生存競争に勝ち残るためには、事業基盤の拡大・強化が当企業集団にとって必須であると考え、株式交換により平成26年10月1日付けで佐世保重工業株式会社を完全子会社といたしました。

当連結会計年度の業績は、第3四半期連結会計期間より佐世保重工業株式会社が連結対象子会社となった結果、売上高は135,635百万円（前年同期比8.9%増）となり、損益面では、期初の予想を上回る円安傾向が持続したことによる増収効果に加えて未竣工船を対象とする工事損失引当金の大幅な取崩しや為替差益の計上等により、営業利益は21,589百万円（前年同期比3.1%減）、経常利益は22,134百万円（前年同期比6.5%減）となりました。当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は特別損失2,107百万円の投資有価証券評価損を計上して19,732百万円（前年同期比14.1%減）、当期純利益は工事損失引当金取崩しに伴う課税対象額の減少により14,652百万円（前年同期比15.5%増）となりました。

## 【事業別の営業の状況】

### 《新造船事業》

当連結会計年度におきましては、大型鉱石運搬船4隻、中型撒積運搬船5隻（内3隻は佐世保重工業株式会社の平成26年10月1日以降の完工船）、ハンディ型撒積運搬船16隻、小型船8隻の合計33隻を完工し、当連結会計年度の売上高は106,851百万円（前年同期比6.8%増）となりました。損益面では低採算船の売上計上が増える一方で、工事損失引当金の大幅取崩しの結果、営業利益は22,023百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

受注面につきましては、大型撒積運搬船4隻、中型撒積運搬船10隻、中型油送船1隻、ハンディ型撒積運搬船など小型船13隻の合計で28隻を受注し、佐世保重工業株式会社が当社の完全子会社になる前の第1、第2四半期に受注した中型撒積運搬船6隻を含めると当連結会計年度末の受注残高は293,030百万円（前年同期比21.9%増）となります。

当連結会計年度における売上計上の米ドル額は891百万米ドルであり、その平均レートは1米ドル当たり109円22銭であります。

### 《修繕船事業》

函館どつく株式会社に加えて、佐世保重工業株式会社が新たに加わり、グループとして日本の北と南に船舶の修繕拠点を構えることとなりました。当連結会計年度の売上高は10,502百万円（前年同期比13.2%増）となりましたが、国内外のヤードとの厳しい価格競争と佐世保重工業株式会社の操業量不足により営業利益は331百万円（前年同期比25.5%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、5,808百万円（前年同期比13.5%増）であります。

### 《機械事業》

オリイメック株式会社に加えて、佐世保重工業株式会社の機械事業が新たに加わり、産業機械のみならず船舶用機器等の分野にも事業範囲が拡大し、当連結会計年度の売上高は10,848百万円（前年同期比24.3%増）となりました。損益面につきましてはオリイメック株式会社の海外販売子会社において新興国の経済減速による新規設備需要の低迷の影響を受けたことや佐世保重工業株式会社において取り組んでおりました船用LPGタンクシステムの採算が厳しく、営業利益は636百万円（前年同期比10.0%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、5,545百万円（前年同期比57.7%増）であります。

### 《鉄構陸機事業》

橋梁工事を主に当連結会計年度の売上高は3,124百万円（前年同期比7.2%減）となりました。コスト削減への取り組みなど体質改善が実を結びつつあり、減収にもかかわらず営業利益は99百万円（前年同期133百万円の営業損失）を確保いたしました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、2,982百万円（前年同期比3.0%減）であります。

### 《その他事業》

佐世保重工業株式会社および同社子会社が新たに加わった影響もあって当連結会計年度の売上高は4,310百万円（前年同期比37.5%増）となり、営業利益は553百万円（前年同期比107.1%増）と増収増益を達成しました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、810百万円（前年同期比31.6%減）であります。

### 事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減(%)	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減(%)
新造船	100,054	106,851	6.8	22,884	22,023	△3.8
修繕船	9,278	10,502	13.2	445	331	△25.5
機械	8,729	10,848	24.3	708	636	△10.0
鉄構陸機	3,365	3,124	△7.2	△133	99	—
その他 (消去又は全社)	3,133	4,310	37.5	266	553	107.1
				(△1,879)	(△2,053)	
合計	124,559	135,635	8.9	22,291	21,589	△3.1

## (2) 企業集団の資機材調達および外注

円安の継続で海外調達コストは増加傾向にある一方で、鉄鋼原料や原油相場の下落、新たに連結子会社となった佐世保重工業株式会社を加えた調達の量的拡大や共通化などによるシナジー効果の発揮など、コスト削減に繋がる要素も増えてきております。

函館どつく株式会社、佐世保重工業株式会社および関連会社各社、他部門とも連携のうえ継続的に実施している近郊外注先各社との技術懇談会におけるVA/VE活動をさらに深化させながら、長年取引を続けている資機材取引先各社の協力を得て今後の難局を乗り切っていく知恵を出し合っていくとともに、適正品質、安定供給を維持・確保し、顧客満足に繋げていくよう努めております。

## (3) 企業集団の設備投資、研究開発

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、1,490百万円であります。省エネ設備の導入や老朽設備のリプレイス等を行いました。

研究開発費の総額は877百万円であり、船舶・海洋に関する基礎的な研究、船舶主機における排熱エネルギー回収システムのほか環境に配慮した省燃費船型・付加物の研究や新商品の開発、既存商品の品質向上、生産効率の改善に取り組み、成果を上げつつあります。

#### (4) 企業集団の対処すべき課題

当企業集団は事業環境の変化に確実に対応し、持続的な成長・発展を実現すべく平成26年度から平成28年度までの3ヶ年間の中期経営計画「勝負のとき」を策定し、コスト削減と研究開発力の強化を中心とした事業収益力の向上と成長戦略の両立を目指しております。当企業集団は、熾烈な生存競争が続くという想定の下、規模の拡大と質の改革を通じて競争力と展開力の強化を図る方針の下、平成26年10月1日から佐世保重工業株式会社を企業集団に加えてさらなるステップアップに向けたスタートを切りましたが、中核となる新造船事業では、営業、設計・開発、調達など各分野においてシナジー効果を発揮し始めており、伊万里・函館・佐世保の3拠点の一体運営を軌道に乗せ、開発力やコスト競争力を強化し、顧客から常に必要とされる造船所として存在感を高めてまいります。修繕船事業、機械事業、鉄構陸機事業、その他事業につきましても、急速かつ多様な環境変化への対応力や技術力を強化することで事業基盤を強化し、各事業における強みを活かし、弱みを克服し、収益構造の安定化に努めてまいります。成長戦略については、企業の成長の礎となる内部体質の強化を加速するとともに、他社との戦略的事業提携やさらなる海外進出なども積極的に検討を進めてまいります。

当社を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値、株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

#### 《新造船事業》

撒積運搬船運賃の国際市況を示すバルチック海運指数は記録的な低水準が続いており、撒積運搬船の新造船引き合いが極端に少なく船価は依然として低迷しております。期近船台が空いている中国や韓国の造船所は、仕事量確保のための安値受注もいとわず取ろうとする姿勢にあり、ある程度の仕事量を確保している日本の造船所の一部にも焦りが出始めております。

このような環境下、当企業集団といたしましては利益の確保を最優先課題に、まずは佐世保重工業株式会社の完全子会社化に伴うシナジー効果の最大化を目指してまいります。低船価船の建造が続いていることから、適正品質をキープしながらコスト削減に徹底して取り組むとともに、市場ニーズが高い省燃費性能の改善やエネルギー構造の変化に対応した新商品開発を鋭意継続してまいります。

## 《修繕船事業》

修繕船事業は主力である艦艇工事および一般商船の修繕工事に積極的に取り組んでおります。大型艦艇の修繕工事や既存艦艇の延命工事、新型艦船受入などへの対応力強化に努めるとともに、一般商船につきましても、コストダウンによる競争力強化により受注拡大を図り安定操業量の確保に努めてまいります。

修繕拠点が増えたことにより、特に一般商船の修繕工事については情報の共有化を推進し、多くのお客様の多様なニーズに対応することで事業の基盤を強化してまいります。

## 《機械事業》

産業機械を担うオリイメック株式会社は、主要顧客である自動車産業や電気関連企業の新規設備投資が先行き不透明な状況にあります。このような事業環境のもと、国内事業においては、多様化する市場ニーズに応えられる商品開発やさらなるコストダウンを推進し、海外事業においては、海外販売子会社において現地の実情にあった営業戦略を明確にし、人材の育成を図りながら、受注・売上の拡大に取り組んでまいります。

船舶用機器等を担う佐世保重工業株式会社は、省燃費エンジンに対応したクランク軸の大型化に必要な技術力の強化と設備投資を進めるなど、確実に収益が出せる強靱な事業体質を構築してまいります。

## 《鉄構陸機事業》

平成25年に国土強靱化基本法が制定され、道路の未開通区間の解消やネットワークの整備等で継続的に新設橋梁も発注が予定されております。

今後確実に需要が増加すると見込まれる保全・補修工事への取組強化など、将来に亘り社会インフラの維持・発展に貢献するとともに、確実に収益が確保出来る体質改善を図ってまいります。

総合評価落札方式への対応強化に努め、受注力の向上を図ってまいります。

## 《その他事業》

当企業集団の価値向上を図るためにグループの事業ポートフォリオの最適化に取り組み、各事業を担う関係会社の自立を促すとともに当企業集団における各事業の役割を明確化することでグループ経営資源の有効活用やシナジー効果を高め、各事業の収益力を高め、グループ収益基盤の強化・発展を図ってまいります。

## 《資材調達部門》

今後も低採算船の建造が続くことから、あらゆる調達コストの削減活動に鋭意尽力し、徹底的に採算改善を図っていくことが最大の課題であり、使命であると認識しております。函館どつく株式会社、佐世保重工業株式会社および関連会社各社、他部門資機材取引先各社とも適宜連携し、規模の拡大のメリットを最大限に活用しつつ、並行してV A/V E活動を幅広く行い、新商品の発掘に注力するとともに、一方で、海外調達の拡大や国内外における新規取引先の開拓を進めることで、選択肢を広げながら、最大限のコスト削減を図ってまいります。

また、同船型の連続建造に伴う過密な工程をキープしていくため、資機材の安定確保は非常に重要な課題であり、他部門とも適宜連携のうえ、様々な手段を講じながら、資機材の安定確保に努めてまいります。

## 《設備投資および研究開発部門》

設備投資につきましては、既存設備の予防保全や老朽設備のリプレースを計画的に実施することにより突発修理の発生を抑え、安定的かつ効率的な操業の確保に努めるとともに、函館どつく株式会社や佐世保重工業株式会社も含め、競争力強化を狙った生産設備の近代化・合理化に必要な不可欠な投資も継続してまいります。

研究開発につきましては、さまざまな国際的環境規制が強化されているなかで、環境負荷低減に鋭意取り組んでおり、特に新造船事業におきましては商品開発専任部門を強化するなど市場調査から商品開発までの業務密度を高め、船社各位における船舶の実運用状況等も踏まえながら、省エネ船型・付加物の開発などによる温室効果ガス排出量の削減などの研究に引き続き積極的に取り組んでまいりますとともに新規市場開拓のための商品開発に努めてまいります。

## 《管理間接部門》

当企業集団を取り巻く事業環境や市場の変化はめまぐるしく、日々変化し続ける事業環境に的確に適応し、より強固な事業基盤の構築を図るとともに、適正な品質管理による顧客満足度の向上を図りつつ、ムリ・ムラ・ムダの排除に徹した全社横断的なコスト削減活動を継続して取り組んでまいります。

佐世保重工業株式会社の完全子会社化を受け、グループガバナンス体制をさらに堅固なものとするにより、統合効果とグループシナジーの最大化を目指します。

重要な経営資源であります人材面については、環境の変化や事業展開を考慮しつつ、当企業集団の組織力強化および後継者の育成と円滑な技能伝承に努め、グループ間の人材交流や積極的な外部導入を図るとともに、少子高齢化への対策を積極的に検討してまいります。

財務面では、適切な会計基準に従った透明性の高い会計処理方針を堅持しつつ、事業の持続的成長や戦略展開のための必要な資金需要に的確かつ安定的に対応するため、財務体質の一層の強化と健全化を図るとともに、直接金融・間接金融のバランスにも配慮した積極的な資金調達を図ってまいります。

企業の発展と企業価値の継続的な向上には、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより、株主、取引先および社会の皆様からの信頼を得ることが重要であることを確信し、今後も継続して内部統制の改善を図り、経営管理の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	28,721	49,128	155,466	124,186
売 上 高 (百万円)	122,633	118,414	124,559	135,635
経 常 利 益 (百万円)	11,049	14,477	23,677	22,134
当 期 純 利 益 (百万円)	5,640	8,008	12,687	14,652
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	116円86銭	165円77銭	262円46銭	253円20銭
総 資 産 (百万円)	162,304	147,012	152,891	204,428

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。  
2. 受注高は工事完成基準で記載しております。  
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	5,577	24,245	126,817	159,645
売 上 高 (百万円)	104,521	96,915	98,885	92,052
経 常 利 益 (百万円)	8,804	11,730	20,221	17,353
当 期 純 利 益 (百万円)	4,311	6,773	11,057	10,866
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	89円26銭	140円12銭	228円60銭	187円68銭
総 資 産 (百万円)	141,345	126,309	128,520	150,300

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。  
2. 受注高は工事完成基準で記載しております。  
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
佐世保重工業株式会社	8,414	100.0	船舶製造業
函館どつく株式会社	1,746	89.9	船舶製造業
オリメック株式会社	1,491	100.0	機械製造業

## (7) 企業集団の主要な事業内容

- ① 新造船事業 各種船舶の製造販売
- ② 修繕船事業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 機械事業 プレス用自動化装置、精密ばね成形機の製造販売  
舶用機械機器の製作、修理
- ④ 鉄構陸機事業 鉄鋼構造物の製造販売  
ごみ焼却装置、一般・産業廃棄物処理装置の製造販売
- ⑤ その他 機械、工具等の販売  
ソフトウェア開発、情報機器の販売  
設備の保全、保安業務

## (8) 企業集団の主要拠点等

- ① 当社 本社（大阪市西区）、伊万里事業所（佐賀県伊万里市）、  
東京事務所（東京都港区）
- ② 佐世保重工業株式会社 本社（長崎県佐世保市）、東京事務所（東京都中央区）、  
大阪営業所（大阪市西区）
- ③ 函館どつく株式会社 本社（北海道函館市）、東京本社（東京都中央区）、  
函館造船所（北海道函館市）、室蘭製作所（北海道室蘭市）
- ④ オリイメック株式会社 本社（神奈川県伊勢原市）、川口事業所（埼玉県川口市）

## (9) 企業集団および当社の従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
新造船	1,473	236増
修繕船	361	190増
機械	535	129増
鉄構陸機	69	8減
その他	715	371増
合計	3,153	918増

(注) 従業員が前連結会計年度末に比較して増加した主な理由は、平成26年10月1日付の株式交換により佐世保重工業株式会社グループが新たに当社の連結子会社になったことによるものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
990	13減	39.8	16.9

## (10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社日本政策投資銀行	3,593
株式会社福岡銀行	3,307
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,272
D I A L E A S E M A R I T I M E S . A .	1,872
株式会社親和銀行	1,607

## 2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 190,000,000株

(2) 発行済株式の総数 68,969,470株(自己株式14,581株を除く)

(注) 1. 平成26年10月1日に佐世保重工業株式会社と株式交換を実施し、発行済株式の総数は20,539,134株増加いたしました。

2. 新株予約権の行使により発行済株式の総数が58,500株増加しております。

(3) 株主数 17,349名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新日鐵住金株式会社	5,028	7.3
株式会社メタルワン	3,050	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,594	3.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,233	3.2
株式会社商船三井	2,066	3.0
大和工業株式会社	1,626	2.4
エア・ウォーター株式会社	1,625	2.4
東京海上日動火災保険株式会社	1,529	2.2
三菱重工株式会社	1,413	2.0
日本郵船株式会社	1,200	1.7

### 3. 当社の新株予約権等に関する事項

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

	取締役（社外取締役を除く）	監査役（社外監査役を除く）
第1回新株予約権	3名 430個	1名 25個
第2回新株予約権	4名 470個	1名 25個
第3回新株予約権	4名 475個	1名 25個
第4回新株予約権	4名 475個	1名 25個
第5回新株予約権	4名 560個	1名 25個
第6回新株予約権	5名 380個	1名 20個
第7回新株予約権	6名 440個	2名 40個

(注) 平成24年3月28日開催の当社取締役会の決議により、従業員の定年年齢基準日以降に在任する執行役員に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、上記の第5回、第6回、第7回新株予約権には当社執行役員を兼務する取締役に執行役員分として交付された新株予約権それぞれ40個、60個、60個は含まれておりません。

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第1回新株予約権	平成20年12月19日	平成21年1月21日	455個	普通株式 45,500株	1株当たり 225.21円	1株当たり 1円	平成21年1月22日から 平成51年1月21日まで
第2回新株予約権	平成21年12月18日	平成22年1月21日	495個	普通株式 49,500株	1株当たり 429.63円	1株当たり 1円	平成22年1月22日から 平成52年1月21日まで
第3回新株予約権	平成22年12月17日	平成23年1月21日	500個	普通株式 50,000株	1株当たり 320.54円	1株当たり 1円	平成23年1月22日から 平成53年1月21日まで
第4回新株予約権	平成23年12月16日	平成24年1月23日	500個	普通株式 50,000株	1株当たり 217.36円	1株当たり 1円	平成24年1月24日から 平成54年1月23日まで
第5回新株予約権	平成24年12月21日	平成25年1月23日	625個	普通株式 62,500株	1株当たり 266.54円	1株当たり 1円	平成25年1月24日から 平成55年1月23日まで
第6回新株予約権	平成26年2月20日	平成26年3月10日	460個	普通株式 46,000株	1株当たり 907.59円	1株当たり 1円	平成26年3月11日から 平成56年3月10日まで
第7回新株予約権	平成26年12月19日	平成27年1月30日	540個	普通株式 54,000株	1株当たり 1,034.61円	1株当たり 1円	平成27年1月31日から 平成57年1月30日まで

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

2. 主な新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

	執行役員（取締役兼執行役員を除く）
第5回新株予約権	1名 30個
第6回新株予約権	3名 70個
第7回新株予約権	3名 50個

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第5回新株予約権	平成24年12月21日	平成25年1月23日	30個	普通株式 3,000株	1株当たり 266.54円	1株当たり 1円	平成25年1月24日から 平成55年1月23日まで
第6回新株予約権	平成26年2月20日	平成26年3月10日	70個	普通株式 7,000株	1株当たり 907.59円	1株当たり 1円	平成26年3月11日から 平成56年3月10日まで
第7回新株予約権	平成26年12月19日	平成27年1月30日	50個	普通株式 5,000株	1株当たり 1,034.61円	1株当たり 1円	平成27年1月31日から 平成57年1月30日まで

- (注) 1. 主な新株予約権の行使の条件  
上記①の(注)1.と同じです。
2. 主な新株予約権の取得の事由および条件  
上記①の(注)2.と同じです。

#### 4. 当社の会社役員に関する事項

##### (1) 当社会社役員の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	佐世保重工業株式会社 代表取締役会長、 函館どつく株式会社 取締役会長、 オリイメック株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	名 村 建 介	佐世保重工業株式会社 代表取締役社長、 函館どつく株式会社 社外監査役、 オリイメック株式会社 取締役
代表取締役副社長	吉 岡 修 三	社長補佐 兼 船舶海洋事業部長 兼 製造本部長、 佐世保重工業株式会社 取締役、 函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	井 関 延 行	専務執行役員 社長補佐 兼 グループ最高財務責任者 兼 経營業務本部管掌 兼 本社長、 佐世保重工業株式会社 取締役
取 締 役	力 武 光 男	常務執行役員 生産業務本部長 兼 伊万里事業所長 兼 I S O 総括
取 締 役	茅 切 文 男	執行役員 船舶海洋事業部営業本部長 兼 東京事務所長
取 締 役	鈴 木 輝 雄	株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役、 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役、 株式会社オーム社 社外監査役
常 勤 監 査 役	小 西 壮 二 郎	佐世保重工業株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	岩 切 辰 美	
監 査 役	荒 木 勝	株式会社梅の花 社外監査役
監 査 役	山 下 公 央	株式会社みどり会 社外監査役、 三信株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役鈴木輝雄は、社外取締役であります。
2. 監査役荒木勝および山下公央は、社外監査役であります。
3. 監査役荒木勝は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役山下公央は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役鈴木輝雄および監査役荒木勝を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 監査役岡崎和美氏は、平成26年6月24日開催の第115回定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。

## (2) 当社会社役員の報酬等の額

	人 数(名)	報酬等の総額(百万円)
取 締 役	9	235
監 査 役	6	49
合 計	15	284

- (注) 1. 上記、報酬等の総額には当事業年度に係る役員賞与および当事業年度に係る報酬として付与した新株予約権の金額が含まれております。
2. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成26年6月24日開催の第115回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名を含んでおります。
3. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額74百万円は含まれておりません。
4. 上記のうち社外役員に対する報酬等に係る人数および額は4名14百万円であります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職状況
社外取締役	鈴木輝雄	株式会社スパンドニクス 社外監査役 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役 株式会社オーム社 社外監査役
社外監査役	荒木勝	株式会社梅の花 社外監査役
社外監査役	山下公央	株式会社みどり会 社外監査役 三信株式会社 社外監査役

(注) 上記、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
社外取締役	鈴木輝雄	取締役就任後における事業年度の取締役会12回のうち全回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	荒木勝	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回に出席し、また、監査役会8回のうち全回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	山下公央	監査役就任後における当該事業年度の取締役会12回のうち全回に出席し、また、監査役会8回のうち全回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条の第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額            | 48百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 99百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成における指導・助言、株式交換に係る関連調査および主要な子会社の経営管理組織に関する指導・助言を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ② 取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。
- ③ 内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果を内部統制委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、内部統制委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- ④ 法令、諸規程ならびに企業倫理に違反する行為を発見し、是正することを目的とした社内通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めたヘルプ・ハッチ）を制定し、コンプライアンス体制の充実を図っております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとします。
- ② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
- ② 取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。また、重要な事項については経営戦略検討会を設け、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、重要な事項について審議を行うこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとしています。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。
- ④ 個人情報漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。
- ⑤ 当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言を行うものとしています。
- ⑥ 当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動を行います。

#### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役への補助使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。
- ③ 監査役の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令を行うことは出来ないものとします。

#### (6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べることができる体制を確保しています。
- ② 取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
- ① (6)の①に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。
  - ② 監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換を行うことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供を行った者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いを行わないこととしています。
  - ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。
  - ④ 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。
- (8) 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の経営状況につき3カ月に1回（重要な子会社については毎月）、担当する取締役および執行役員は執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。
  - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議の上、当社の取締役会で意思決定します。
  - ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。
  - ④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
(ア) 監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用に継続して取り組みます。  
(イ) 子会社使用人も当社の社内通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

- (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要  
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。  
この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

#### ① 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の三大船社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

② 企業価値向上のための取組み

当企業集団は事業環境の変化に確実に対応し、持続的な成長・発展を実現すべく平成26年度から平成28年度までの3ヶ年間の新中期経営計画「勝負のとき」を策定し、コスト削減と研究開発力の強化を中心とした事業収益力の向上と成長戦略の両立を目指しております。当企業集団といたしましては、新造船事業の生産性向上とコスト削減による収益力の向上を図るとともに、新商品開発や顧客ニーズを反映した競争力ある商品の開発を加速させつつ常時3年分の手持工事量の確保に努め、熾烈さを増す国際的な生存競争での勝ち残りを図ってまいります。また、修繕船事業、機械事業、鉄構陸機事業、その他事業につきましても、急速かつ多様な環境変化への対応力を強化することで事業基盤を強化し、各事業における強みを活かし、かつ、弱みを克服し、安定した収益の確保に努めてまいります。成長戦略については、企業の成長の礎となる内部体質の強化を加速するとともに、他社との戦略的事業提携や次なる海外進出なども積極的に検討を進めてまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、執行役員制度を採用して、経営に関する意思決定と業務の執行およびこれらに対する監視の各機能の充実・強化を図り、審議の充実と業務執行の迅速化・効率化を通じて、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、対応方針の詳細については、平成26年5月9日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(当社ホームページ：<http://www.namura.co.jp/>)

#### (4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）について  
上記(2)に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。  
従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）について
  - ・当該取組みが基本方針に沿うものであること  
当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
  - ・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
当社は、以下の理由により、当該取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。  
(ア)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること  
(イ)株主意思を重視するものであること  
(ウ)独立委員会による判断の重視と情報開示  
(エ)合理的な客観的要件の設定  
(オ)第三者専門家の意見の取得  
(カ)デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

---

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>148,000</b>	<b>流動負債</b>	<b>77,087</b>
現金及び預金	101,263	支払手形及び買掛金	32,546
受取手形及び売掛金	30,820	短期借入金	6,129
商品及び製品	1,629	リース債務	229
仕掛品	5,729	未払法人税等	477
原材料及び貯蔵品	1,536	前受金	31,179
前渡金	2,013	保証工事引当金	736
繰延税金資産	1,614	工事損失引当金	190
その他	3,426	役員賞与引当金	75
貸倒引当金	△30	設備関係支払手形	196
<b>固定資産</b>	<b>56,428</b>	その他	5,330
(有形固定資産)	(42,994)	<b>固定負債</b>	<b>20,230</b>
建物及び構築物	16,951	長期借入金	10,892
ドック船台	2,515	リース債務	611
機械装置及び運搬具	5,750	繰延税金負債	1,857
船	1,374	役員退職慰労引当金	91
工具、器具及び備品	629	特別修繕引当金	121
土地	14,907	退職給付に係る負債	4,732
リース資産	706	資産除去債務	932
建設仮勘定	162	その他	994
(無形固定資産)	(489)	<b>負債合計</b>	<b>97,317</b>
ソフトウェア	382	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	63	<b>株主資本</b>	<b>103,552</b>
電話加入権	29	資本金	8,097
その他	15	資本剰余金	33,886
(投資その他の資産)	(12,945)	利益剰余金	61,583
投資有価証券	9,961	自己株式	△14
長期貸付金	41	その他の包括利益累計額	<b>2,370</b>
繰延税金資産	149	その他有価証券評価差額金	1,740
その他	3,216	繰延ヘッジ損益	3
貸倒引当金	△422	為替換算調整勘定	1,002
		退職給付に係る調整累計額	△375
		<b>新株予約権</b>	<b>185</b>
		<b>少数株主持分</b>	<b>1,004</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>107,111</b>
<b>資産合計</b>	<b>204,428</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>204,428</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		135,635
売 上 原 価		105,703
売 上 総 利 益		29,932
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,343
営 業 利 益		21,589
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	217	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	4	
為 替 差 益	650	
そ の 他	221	1,139
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	310	
固 定 資 産 除 却 損	47	
そ の 他	237	594
経 常 利 益		22,134
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,107	
減 損 損 失	295	2,402
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		19,732
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,259	
法 人 税 等 調 整 額	566	4,825
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		14,907
少 数 株 主 利 益		255
当 期 純 利 益		14,652

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,083	9,616	47,949	△8	65,640
会計方針の変更による累積的影響額			605		605
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,083	9,616	48,554	△8	66,245
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	14	13			27
剰 余 金 の 配 当			△1,694		△1,694
当 期 純 利 益			14,652		14,652
自 己 株 式 の 取 得				△7	△7
自 己 株 式 の 処 分		0		1	1
株式交換による増加		24,257			24,257
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)			71		71
連結会計年度中の変動額合計	14	24,270	13,029	△6	37,307
当 期 末 残 高	8,097	33,886	61,583	△14	103,552

(単位:百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	776	8	572	△897	459	151	714	66,964
会計方針の変更による累積的影響額								605
会計方針の変更を反映した当期首残高	776	8	572	△897	459	151	714	67,569
連結会計年度中の変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)						△27		
剰余金の配当								△1,694
当期純利益								14,652
自己株式の取得								△7
自己株式の処分								1
株式交換による増加								24,257
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	964	△5	430	522	1,911	61	290	2,333
連結会計年度中の変動額合計	964	△5	430	522	1,911	34	290	39,542
当 期 末 残 高	1,740	3	1,002	△375	2,370	185	1,004	107,111

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	98,926	流動負債	49,228
現金及び預金	71,715	支払手形	4,084
取手	146	買掛金	14,298
仕掛金	18,205	短期借入金	2,296
材料及び貯蔵品	1,300	繰上り払入金	22
前払費用	436	未払費用	1,129
繰延税金資産	2,768	預り金	1,586
未収収入	106	保証工事引当金	24,813
未収収入	586	役員賞与引当金	130
未消費税	4	設定関係支払手形	824
貸倒引当金	2,082	長期借入金	45
固定資産	51,374	繰延税金負債	1
(有形固定資産)	(13,941)	繰上り払入金	4,370
建物	5,125	退職給付引当金	36
構築物	2,217	繰上り払入金	790
船舶	369	繰上り払入金	1,009
機械及び装置	1,905	繰上り払入金	501
船舶	0	繰上り払入金	590
車両運搬具	113	負債合計	56,524
工具、器具及び備品	341	(純資産の部)	
リース資産	3,820	株主資本	92,176
(無形固定資産)	(263)	資本剰余金	8,097
ソフトウェア	263	資本準備金	33,826
(投資その他の資産)	(37,170)	資本剰余金	33,826
投資有価証券	6,064	その他の資本剰余金	0
関係会社株	30,631	利益剰余金	50,263
出資	0	利益準備金	247
長期貸付金	5	その他利益剰余金	50,016
長期前払費用	2	配当準備積立金	122
貸倒引当金	470	特別償却準備金	66
	△2	固定資産圧縮積立金	90
		別途積立金	2,000
		繰上り利益剰余金	47,738
		自己株	△10
		評価・換算差額等	1,415
		その他有価証券評価差額金	1,399
		繰上りヘッジ損益	16
		新株予約権	185
資産合計	150,300	純資産合計	93,776
		負債・純資産合計	150,300

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		92,052
売 上 原 価		72,470
売 上 総 利 益		19,582
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,176
営 業 利 益		16,406
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	509	
為 替 差 益	587	
そ の 他	91	1,187
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	140	
支 払 手 数 料	32	
固 定 資 産 除 却 損	29	
そ の 他	39	240
経 常 利 益		17,353
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,106	2,106
税 引 前 当 期 純 利 益		15,247
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,449	
法 人 税 等 調 整 額	932	4,381
当 期 純 利 益		10,866

# 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	8,083	9,556	—	9,556	247
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,083	9,556	—	9,556	247
当 期 中 の 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	14	13		13	
剰 余 金 の 配 当					
特別償却準備金の取崩					
特別償却準備金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			0	0	
株式交換による増加		24,257		24,257	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計	14	24,270	0	24,270	—
当 期 末 残 高	8,097	33,826	0	33,826	247

(単位:百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
	配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	122	94	104	2,000	38,009	40,576
会計方針の変更による累積的影響額					515	515
会計方針の変更を反映した当期首残高	122	94	104	2,000	38,524	41,091
当 期 中 の 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)						
剰 余 金 の 配 当					△1,694	△1,694
特別償却準備金の取崩		△31			31	—
特別償却準備金の積立		3			△3	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△14		14	—
当 期 純 利 益					10,866	10,866
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分						
株式交換による増加						
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	—	△28	△14	—	9,214	9,172
当 期 末 残 高	122	66	90	2,000	47,738	50,263

(単位:百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△4	58,211	742	8	750	151	59,112
会計方針の変更による累積的影響額		515					515
会計方針の変更を反映した当期首残高	△4	58,726	742	8	750	151	59,627
当 期 中 の 変 動 額							
新株の発行(新株予約権の行使)		27				△27	
剰 余 金 の 配 当		△1,694					△1,694
特別償却準備金の取崩							
特別償却準備金の積立							
固定資産圧縮積立金の取崩							
当 期 純 利 益		10,866					10,866
自 己 株 式 の 取 得	△7	△7					△7
自 己 株 式 の 処 分	1	1					1
株式交換による増加		24,257					24,257
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			657	8	665	61	726
当期中の変動額合計	△6	33,450	657	8	665	34	34,149
当 期 末 残 高	△10	92,176	1,399	16	1,415	185	93,776

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月6日

株式会社 名村造船所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井上嘉之 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤川賢 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月6日

株式会社名村造船所  
取締役会御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上嘉之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤川賢 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の利用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視、検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について、報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の概況等について報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

株式会社 名村造船所 監査役会

常勤監査役 小 西 壮二郎 ㊟

常勤監査役 岩 切 辰 美 ㊟

監 査 役 荒 木 勝 ㊟

監 査 役 山 下 公 央 ㊟

(注) 監査役 荒木勝および監査役 山下公央は、会社法に定める社外監査役であります。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、企業体力や今後の経営体質の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ安定的かつ継続的な配当を主眼としつつ、当期の収益状況、現状の業界動向および今後の事業戦略等を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、中核事業であります新造船事業を取り巻く環境は海運市況、特にドライマーケットにおいて著しい低迷が続いており、日韓中造船所が僅かな商船需要を奪い合う熾烈な競争を強いられる状況にありますが、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円                      総額1,379,389,400円

なお、中間配当金（当社普通株式1株につき金15円）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき前期に比べ5円増配の金35円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月25日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 名村建彦、名村建介、井関延行および力武光男の4名は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	名村建彦 (昭和16年1月5日生)	昭和39年4月 丸紅飯田株式会社（現 丸紅株式会社）入社 昭和61年4月 同社船舶第二部企画調整室長 昭和62年1月 当社入社、特別顧問 昭和62年6月 当社取締役副社長 昭和63年6月 当社代表取締役社長 平成22年4月 当社代表取締役会長兼社長 平成23年4月 当社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) ●佐世保重工業株式会社 代表取締役会長 ●函館どつく株式会社 取締役会長 ●オリイメック株式会社 代表取締役会長	301,175株
2	名村建介 (昭和48年6月15日生)	平成9年4月 当社入社 平成16年4月 当社経営業務本部経営管理部長 平成17年6月 当社取締役執行役員経営業務本部経営管理部長 平成18年4月 当社取締役執行役員経営業務本部副本部長 平成18年10月 当社取締役執行役員経営業務本部長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員経営業務本部長 平成20年4月 当社取締役専務執行役員経営業務本部長 平成21年10月 当社取締役専務執行役員経営業務本部・生産業務本部統轄 平成22年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼経営業務本部・生産業務本部統轄 平成23年4月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) ●佐世保重工業株式会社 代表取締役社長 ●函館どつく株式会社 社外監査役 ●オリイメック株式会社 取締役	61,950株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	りき たけ みつ お 力 武 光 男 (昭和29年5月4日生)	昭和48年4月 当社入社 平成19年4月 当社生産業務本部資材部長 平成23年4月 当社執行役員生産業務本部副本部長兼資材部長 平成25年4月 当社執行役員生産業務本部長 平成25年6月 当社取締役執行役員生産業務本部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所副事業所長兼ISO総括 平成26年10月 当社取締役常務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所長兼ISO総括 現在に至る	10,600株
4	※ いけ べ よし ひろ 池 邊 吉 博 (昭和29年4月3日生)	昭和53年4月 丸紅株式会社入社 平成19年4月 同社法務部長 平成23年4月 同社参与法務部担当役員補佐 平成26年4月 当社入社、経営業務本部副本部長 平成26年6月 当社執行役員経営業務本部副本部長 平成26年10月 当社執行役員経営業務本部長 現在に至る	500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
 2. ※印は、新任候補者であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成26年6月24日開催の第115回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
やま もと のり お 山 本 紀 夫 (昭和27年6月29日生)	昭和56年4月 弁護士登録 昭和59年1月 坂口・山本法律事務所設立 平成7年4月 山本法律事務所設立 現在に至る	—

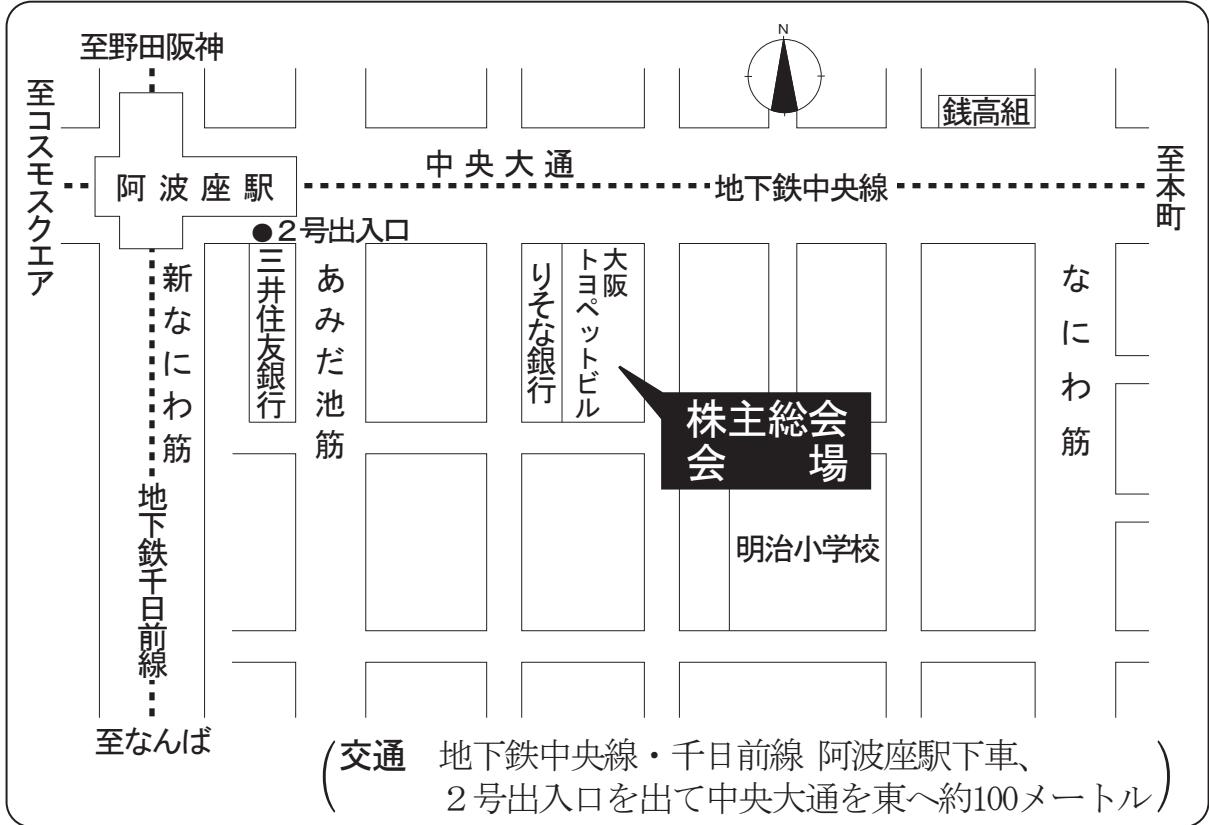
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山本紀夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
4. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号  
大阪トヨペットビル9階会議室



環境に配慮した植物油インキ  
を使用しています。